

Wedding Planner

ウェディングプランナー養成科

プロの海外ウェディングプランナーが、検定取得と就職内定を応援します。

受講料無料！未経験の方でも安心！
訓練・生活支援給付金制度対象！！

□訓練修了後の関連職種



ウェディングプランナー
ウェディングコーディネーター
式場受付 ブライダル関連営業職

□目指すのは『プロ』のウェディングプランナー 豊富な提携先が就職内定を応援します！

わたしたちは、オリジナリティの高いウェディングを通じて、
晴れてご結婚されるお二人の思い出創りのお手伝いをする、
プランニングとプランナー育成の専門家です。

この講座を通じ、ウェディングプランナーとしてのスキル習得と
就職内定を応援します！

夢の実現に向けて、是非一緒に頑張りましょう！！

□訓練修了後に取得できる資格

訓練修了後、全米ブライダルコンサルタント協会認定の
ブライダルプランナー検定の受験をご案内致します。
数多くのプランナーを育成したノウハウで、資格取得を
応援しますのでご安心ください。

訓練会場

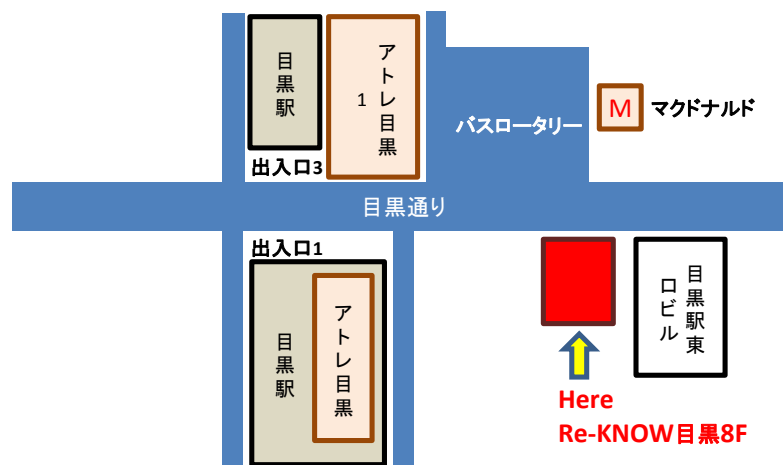
株式会社ワイ・ネットプランニング 目黒研修センター
〒141-0021東京都品川区上大崎3-1-4 RE-KNOW 目黒8F

【交通】

JR山手線「目黒」駅 徒歩1分

東京メトロ南北線「目黒」駅 1分

都営地下鉄三田線「目黒」駅 徒歩1分



□□ 訓練受講生募集要項 □□

□ 訓練番号：22-13-03-20-0173

□ 訓練コース名：実践演習コース（その他分野）

□ 訓練科名：ウェディングプランナー養成科

□ 対象・受講要件：本訓練課程を通じ、ウェディングプランナーとしての知識と技術を習得し、ブライダル業界での就業を目指す意志のある方

□ 受講料：無料

□ 自己負担額：テキスト代10,500円 交通費実費

□ 訓練期間：平成23年7月25日～平成23年10月24日

□ 訓練時間：10時00分～16時25分

□ 訓練実施機関：株式会社ワイ・ネットプランニング

TEL 03-6272-6296 FAX 03-6272-9155

□ 定員：20名

□ 募集期間：平成23年6月7日～平成23年6月27日

□ 選考日：平成23年6月29日

□ 選考方法：面接のみ

□ 選考結果通知日：平成23年7月1日

□ 申込方法：最寄のハローワークで受付をし、電話連絡の後、発行された「受講申込書」をそのままFAX下さい。選考当日は原本をお持ちください。

□訓練内容

訓練内容	科目		科目の内容	時間
	学	科		
学	入所式・修了式		入所式(2) 修了式(2)	4
	ブライダルビジネス講座		日本のブライダル現状(4) ブライダルの歴史と慣習(6) ブライダルの一般知識(6) 接客マナー・ルール(6) 西洋ブライダルの歴史・習慣(6) 日本の衣装と歴史(6)	34
	ブライダルサービス講座		挙式スタイル(6) 披露宴スタイル(6) 付帯サービスの知識(6) 仲人・結納(6) 招待状(6) ご祝儀引き出物(6)	36
	ブライダルマーケティング講座		ブライダルマーケティングとは(6) ブライダルセールス(6) 販売促進(6) ブライダル商品知識(6) 新規接客～精算(6)	30
	ブライダル接客スキル講座		ブライダル心理学(6) トラブル・コンプレインの対応(6) アイスブレイク・クロージングについて(6) ホスピタリティ(6) 司会心得(6)	30
実技	ブライダルスタイリング演習		パーソナルカラー演習(12) 衣装のスタイリング演習(6) フラワーコーディネート・四季の花(12) 挙式スタイル(6) 和装実習(6) 新郎衣装(6) ベールとヘッドドレス(6) ブライダルジュエリー(6) パーアイテム(6) 会場とテーブルプラン(6)	72
	ブライダル接客スキルアップ演習		新規接客演習(6) 仮予約～申し込みまでの手続き演習(6) プレゼンテーション演習(6) 顧客タイプ別対応演習(12) 婚礼対策・テーブルマナー(6) 模擬用進行演習(12)	48
	ブライダル営業スキルアップ演習		ブライダルの接客用語と言葉遣い演習(6) 見積書の作成演習(6) ブライダルパッケージ作成演習(6) ブライダルフェアの企画書作成演習(18) アピランス(6) ブライダル業界へのアピール法(6) アロマ・香水(6)	54
	就業対策講座		履歴書・職務経歴書・自己アピール書の書き方(6) 職業対策・求人活動(6)	12

◇ 訓練・生活支援給付金について ◇
職業訓練を受講している間、生活支援給付が支給されます。
被扶養者のいる方 12万円
上記以外の方 10万円

★ 訓練・生活支援給付金の資格要件

以下のすべてに該当する方が訓練・生活支援給付の支給対象となる方です。

- ① ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する方。
- ② 雇用保険の求職給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方。
- ③ 世帯の主たる生計者である方（申請時点の前年の状況によります）。
- ④ 申請時点で年収見込みが200万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが300万円以下の方。
- ⑤ 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下である方。
- ⑥ 現在住んでいる以外に土地・建物を所有していない方。
- ⑦ 過去3年間に不正行為により、国の給付金の支給を受けていない方。
- ⑧ 国及び地方公共団体等の類似の給付・貸付を利用していない方。

※ 遅刻・欠席・早退等で訓練への出席率が毎月8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

※ 一定の要件を満たした方に支給されます。

※ 選考の結果、合格された方は、現在の住所または居住を管轄するハローワークにて受講勧奨、訓練・生活支援給付を希望される方は受給資格認定申請書の提出をお願いします。

※ 応募者が最低実施人数に満たないコースについては訓練の実施を中止する場合があります。

※ 年収要件では、前月に高い収入があっても、その後離職等によって年収見込み200万円以下になる様であれば認められることがあります。

※ 世帯の年収は、本人以外が受給している年金の額を除いて300万円以下であれば認められます。

※ 主たる生計者・年収の要件が一部緩和されておりますので、詳細は、お近くのハローワークまでお問い合わせください。